

令和6年度
第1回足立区生活保護適正実施協議会
議事録

令和6年7月23日
足立区役所8階特別会議室

令和6年度第1回足立区生活保護適正実施協議会

会 議 名	令和6年度第1回足立区生活保護適正実施協議会
開 催 年 月 日	令和6年7月23日（火）
開 催 場 所	足立区役所8階特別会議室
開 催 時 間	午前9時開会～午前11時閉会
出 欠 状 況	委員現在数 13名 出席委員数 8名 欠席委員数 5名
出 席 者	岡部 卓 長谷川 勝美 市村 智 坂田 誠 酒井 雅男 木下 幸夫 神保 義博 千ヶ崎 嘉彦 計8名
関 係 者	区内4警察署代表
事 務 局	福祉部足立福祉事務所長／足立福祉事務所生活支援推進課長 足立福祉事務所内6福祉課長
会 議 次 第	別紙のとおり
会議に付した 議 題	1 報告 2 意見交換

(会議経過)

事務局	<p>(開会)</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日はお忙しい中、またこのお暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>只今から足立区生活保護適正実施協議会を開会いたします。私は事務局の足立福祉事務所長の小室と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日の協議会はWEB会議方式を取り入れております。</p> <p>岡部会長におかれましては、リモートでのご参加よろしく願いいたします。なお、議事録作成のため、会議は録音させていただきますのでご了承ください。</p> <p>本日は令和6年度の第1回目の協議会となります。新たに委員になられた方がいらっしゃいますのでご紹介いたします。木下委員でございます。</p>
木下委員	ハローワーク足立の木下と申します。どうぞよろしく願いいたします。
事務局	続きまして行政側の方も2名、新たに委員となっております。神保委員です。
神保委員	おはようございます。4月から子ども支援センターげんきの所長になりました神保と申します。よろしく願いいたします。
事務局	続いて千ヶ崎委員です。
千ヶ崎委員	おはようございます。福祉部長千ヶ崎でございます。よろしく願いいたします。
事務局	<p>本来ですとここで新任委員の皆様にご挨拶とお渡しするところではございますけれども、本日、議事の時間を確保するため、ご挨拶は机の上に置かせていただいております。よろしく願いいたします。</p> <p>諸報告、ご挨拶の交付、新任委員の自己紹介につきましては以上でございます。</p> <p>続きまして岡部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
岡部会長	<p>委員の皆さま暑さ厳しき折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、生活保護行政の適正実施についてご意見をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>ご存知の通り、生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障を具体化した制度です。そこでは、最低生活保障と生活再建に向けた支援そして最後のセーフティネットとして、国民住民の生活を守るという役割・機能を担っております。今般の経済雇用社会環境等の社会の諸変化により、益々その必要性が高まっております。</p> <p>引き続き委員の皆さまの忌憚のないご意見をいただけますようよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行は岡部会長をお願いいたします。</p>
岡部会長	<p>それでは、議事次第に沿いまして進行させていただきます。</p> <p>それでは、議事、生活保護相談における窓口対応の検証および相談窓口の</p>

	録音に関する答申の再検証について入らせていただきます。 本日、区長から諮問がありますので、区長の代理で諮問書を長谷川副区長より渡していただきます。受け取りは委員を代表して坂田委員にお願いいたします。
事務局	坂田委員はまだいらっしゃってないので、市村委員にお願いしたいと思えます。
長谷川副会長	諮問。 令和6年3月21日付で答申をいただきました「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」について、足立区は相談者ご本人及び支援団体からの要望を受け、公平性・中立性の観点から区職員だけでなく相談者側へのヒアリングを実施し、再検証を行う必要があると判断いたしました。 ついでには、あらためて最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用とともに、誰もが安心して相談できる業務体制を確保するために、相談窓口対応の再検証と再発防止及び相談窓口における録音に関し、専門的知見に基づくご提言等をいただきたく、足立区生活保護適正実施協議会条例第二条の規定に基づき、諮問いたします。 記。「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する答申の再検証について、令和6年7月23日、足立区生活保護適正実施協議会会長様、足立区長近藤やよい。 よろしくお願ひいたします。
岡部会長	ありがとうございました。 引き続き今回の諮問の経緯等について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい、では小室の方から説明いたします。 まず資料3の1をご覧くださいと思います。厚生委員会報告資料の令和6年4月18日を見ていただけますか。 こちらの諮問の経緯、1番のところがございますが、昨年10月10日に、足立福祉事務所で生活保護申請を前提に相談に来た相談者が、福祉事務所の対応を不服として、足立区議会議員に相談をされました。その相談を受けた区議会が本事案の検証と改善、相談窓口の録音可視化につきまして足立区の方に求めてきてございました。 その要望を受けまして、本協議会において検証部会を設置して、そこに区から検証と改善提言を諮問させていただいた。それがこの協議会の経過の昨年11月16日でございます。 その後、検証会議を進めまして、一番最後のところですが、令和6年、今年の3月21日に答申を受けたところでございます。 次のページにいきまして、検証を行った委員につきましては3番のとおりでございます。 答申につきましては報告書がございまして、資料3の2でございます。こちらが答申を受けた報告書でございます。内容につきましては、一枚開い

ていただきますと目次がありますが、13ページを開いていただきますと、そこから足立福祉事務所の業務運営上の問題というところがあります。ここに相談等の問題点等を書いていただいております、16ページには、初回相談から保護を受けるに至るまでの業務運営上の問題の分析というところがあります。こちらの内容につきましては、面接における対応に問題が認められない。また、面接対応において使用した言葉遣いに不適切なものがあつた。また、水際対応と指摘される要因があつたかというようなどころでは、その下の文章を見ますと、A、これは相談者ですけれども、「相談者より具体的に申請したいという言葉は出ておらず」、B、これは相談員ですが、「相談員からも申請意思を拒絶する言葉は出ていない」という記述があります。ただ、17ページにまいりますと、(4)の上のところですが、「水際対応と言われたいためには、相談者から申請する意思が必ずしも明確に言葉として出てこないときであっても、相談員側から明確な申請意思の確認をすることが重要であると考え」という記述があります。その下は、決定への第三者関与の在り方というところがございます。その後、改善意見と改善提案が19ページからございまして、25ページからは相談窓口の録音についてということで、こちらから録音のメリットやデメリットを記載しております。31ページのところを見ますと、下の方、「このように」というところ、「録音によって相談者に生じるリスクを払拭することができない以上、窓口相談において相談内容を録音することで可視化する制度を採用することは想定していない」とか、「ただし」というところがありまして、「足立区のルールを各福祉課に掲示すると、相談に訪れる方に対して注意する必要がある」というような記述もいただいているところでございます。32ページが総括となっております。これが答申いただいた報告書の内容でございます。続いて、資料3の3でございます。今回の再検証に至った経緯が資料に記述がございます。こちら令和6年、今年の7月1日厚生委員会の資料でございます。再検証の理由としまして、項番1のところですが、前回、検証時にはヒアリング対象を区職員に限定したが、当時者の支援団体からの要望を受け、公平性中立性の観点から当事者へのヒアリングも必要と判断したためという理由になっております。経緯が項番2のところでございますけれども、こちら先ほどの答申を受けた後に、当事者の支援団体の方から5月に再検証を求める要望があつたところです。その要望というのは、先ほどの理由となっておりました区職員にヒアリングを限定したと、当事者へのヒアリングも行うべきだというような要望でございました。ということで経緯の(2)のところ、当事者と支援団体との意見交換を実施しまして、(2)のア、イ、ウというところがありますけれども、このア、イ、ウを勘案しまして再検証するという判断になったものです。そこの理由としましては、アのところですが、区議会議員から面接の録音データの提供を受けていましたが、相談者ご本人の意向であることを確認すべきとできていなかった。またイのところ、昨年12月の厚生委員会におきまして、当事者を含めて全ての関係者にヒアリングを

	<p>するのですかという質問があったことに対して、全ての関係者にします、と区として答弁したところですが、検証部会にはそのことを共有をできていなかった。また、ウのところですが、相談者ご本人の申し出ということではないという認識があったために、ヒアリングの対象者を区職員に限定した。これらが再検証をするというようなことになった区としての理由でございます。</p> <p>再検証部会につきましては、3番に部会委員があります。これまた後ほど触れますが、次のページでは、今後のスケジュール、できますれば今年中に協議会としての答申をいただけるように進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>続いて資料3の4でございますが、支援団体の要望の中に改めて再検証するということでは、メンバーを変えるべきというようなご意見もございましたので、今回、会長以外のメンバーは変えさせていただきまして、岡部会長、坂田委員、渡邊委員ということをお願いしているところでございます。また、アドバイザーにつきましては、生活保護について明るい方をアドバイザーとして入れさせていただいて、検証を進めるという形にしたいと考えております。東京弁護士会の推薦につきましては、まだ弁護士会の中で話し合いをされているということで、ご回答いただいております。また、5番目のアドバイザー青木様、こちらは高崎健康福祉大学の講師ということで、東京社会福祉士会の推薦でいただいております。また、一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事の稲葉様もアドバイザーに加わっていただくということになっています。ということでこのメンバーで再検証をお願いしたいと思っております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
<p>岡部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>只今、事務局から説明をいただきました。委員、アドバイザーの皆さまから何かご質問やご意見はございますでしょうか。</p>
<p>千ヶ崎委員</p>	<p>おはようございます。</p> <p>私の方から、実は私昨年度まで福祉事務所長をやっておりました、この検証部会に事務局として関わっておりました。その中で今回の再検証を行うことになったポイントを2つあらためて説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、本人様からの申請ではなく、あくまでも区議からの申請だと私の方で受け止めてしまい、そこでご本人さんから全く話を聞いていない、こういったことがやはり今回、問題であったらうということがまず1点です。そのため、先ほどご覧いただいた答申の中にも、やはり個人情報にまつわるような部分については黒塗りをしたりだとか、ホームページの方には掲載しなかったりだとか、本人に承諾をいただいているという前提でスタートしてしまったということが、今回、再検証に至った一つのポイントでございます。</p> <p>それからもう一つは、議会から皆さんにお話を聞くんですよねっていう</p>

	<p>ことで質問を受けた際に、私の方からは、そういうふうにさせていただきますことにお答えしました。ただ、その内容を検証部会の中では共有しておらず、検証部会の中からも、やはりそういう本人から承諾を貰っていない以上は、本人の内容について聞き取ることは難しいんじゃないかという意見もございまして、そのまま進んでしまったということがございます。</p> <p>この2つをもって、やはり今回、行政としては改めて諮問して検証を行う必要があるということから今回の経緯に至りました。私の方が最初のところできちっと確認をしておけばよかったですけど、そこのところは漏れてしまったことにつきましては、非常に申し訳なく思っております。あらためてご本人様の想いを汲み取った上で検証していただきたい、纏めていきたいというふうに考えております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。</p>
<p>岡部会長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。他はいかがでしょう。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>委員の酒井です。</p> <p>当初の検証の方を一委員として担当させていただきました。今、端緒という部分で当事者の方の意向というものが明確に確認されていない中での検証スタートとなってしまったというのが今回、再度の検証ということになったかと思うんですけども、当事者の方の意思が、直接区の方の事務所に伝わらないという中で何ができたのかというのが前回の検証の悩みであったということです。</p> <p>その中で、区議、それから支援団体の方の異論というものが出てきたようなんですけども、今回の検証を再検証するにあたっては、やはり当事者ご本人と区議との意思の連携の確認、それから支援団体様と今回申請の前に、事前にやはり相談されているといった点がありますので、そういった点含めて今回再検証するというのであれば、検証していかなければ生活保護の申請における総合相談窓口における、やはり適切な運営がどういふものであるべきかという部分は見つけられないかと思っておりますので、再検証にあたってはそういった点を加味した検証になっていただきたいと思っております。</p> <p>ただ、もう一つ私からですけども、私自身、やはりもう少し気づいて当事者に接触をして、検証の対象と言ったらいいか、ご意見を聞く、お話を聞くということも気づくべきであったという風に若干反省しています。</p> <p>再検証ということになりましたので、再検証の部会に任せたいという風に感じます。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>岡部会長</p>	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>検証委員会で酒井委員初め委員の皆さま、またオブザーバーの皆さまには大変熱心に検証をしていただきました。お礼と感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>その上で、やはり今回、委員の先生方からもお話がありましたように、こ</p>

	<p>の検証するにあたっての範囲、例えば当事者本人、またそこで当事者の意向を受けた団体の方々、それと職員の方々、その中で前2者の方々にはお話を伺うことはできませんでした。そのことで改めて再検証という運びになりましたことをご理解いただければと考えます。</p> <p>どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>それでは、先ほど事務局からご説明がありました通り、今後、再検証部会を設置し検討することにご異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、異議なしということをお認め頂いたことで、決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項、1つ目、生活保護の最近の動向について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、では私の方から説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料の4をご覧くださいと思います。こちら7月の厚生委員会の報告資料でございますが、こちらの方に最近の動向等がございますので、こちらの資料で説明させていただきます。</p> <p>まず項番1、保護人員、保護世帯数および相談件数の推移というところでございますが、保護人員数につきましては、こちら令和4年の4月から令和6年の4月まで記載ありますが、大きな増減はないというようところでございます。ただ、その真ん中ぐらいに相談件数というところがありますけれども、こちら令和4年度から5年度のところで前年比プラス120というようなことがありますので、相談件数については伸びてきている状況かなと思います。こちらマスコミ報道におきましても、国全体の申請件数の方が、4年連続増えてきたということで、物価の高騰ですとか新型コロナの影響とみられるという状況は、これは国と同じところかなと思います。このグラフの下のところ、足立区の保護の状況ですが、世帯数、人員数ともに23区1位ということでございます。保護率につきましても昨年度は台東区がトップだったんですが、今年度、今回の5年度は、23区1位、足立区ほうが1位ということになっております。</p> <p>次のページを開いていただきますと、令和5年度の新たな取り組みということで、足立福祉事務所の方での取り組みを記載しておりますが、(1)のところ、職員育成、職員欠員対策の重点化ということで、研修体制の見直しを行ったり、また職員の方も産休育休また病欠の職員も出るというところではサポートしていなければいけないというところで、業務改善担当という組織を昨年度の4月新設しましてサポートに入っています。</p> <p>2番が生活保護での介護支援力向上への取り組みということで、様々な団体と情報交換を行っているということで、支援の方をしているということでございます。次のページ、(3)、子どもがいる世帯への取り組みということで、子どもがいる世帯につきましては、特殊な課題を抱えているようなところもありますので、専管的な係を作って対応していくという</p>

ような取り組みをしていくところです。続いて4番の所ですが、生活保護相談における窓口対応の改善ということで、こちらの先ほどまでご協議いただきました内容と被るところでございますけれども、区議会議員からの改善要望を受けまして、すぐに保護申請書について生活保護のしおりに挟み込んで渡す、それから申請はいつでも受け付けられますよということを伝える。また、相談者の申請意思の確認を徹底するというような改善をしております。

続いて次のページでございます。生活保護適正化への取り組みということでございますが、受給者の収入申告額と課税データの収入額との突合調査ということで、こちらの2段目に収入額未済があった件数、これは収入申告の漏れがある可能性があるものでございますので、こちらの方については、令和4、令和5を見ると、件数的には減っております。下の考察・今後の課題のところにあります。コロナ5類に移行して職員が受給者への訪問、現況確認を再開したというところがありますので、不正受給の方を抑止できてきているというところがございます。

続いて(2)の年金受給権の調査、こちら高齢世帯につきましては全体の5割程がありますので、適正な保護費の算定を実施していく必要がありますので調査を行っています。

続いて次のページ、医療扶助の適正化ということでございます。ジェネリック医薬品の使用を進めておりますが、全国的な供給不足でなかなか厳しいところがあります。ここの数字でも表れております。令和3年6月から徐々にその割合が減ってきておまして、6年になって少しずつ上がってきておりますので、引き続き、利用促進を図っていきたくと考えております。

次のページ(4)の就労支援です。生活困窮者、生活保護受給者の自立に向けて就労準備支援から就労後の定着支援まで包括的に実施しているところがございます。こちら詳しい図はありますけれども、後ほどご覧いただければと思いますけれども、就労前の準備講座またジョブトレーニング等を行っているところです。次のページ、下の方のウのところは就労実績がございまして、令和4年度から開始したもので、令和5年度になると急に支援者数が増えます。ただ、就労者数についてはやはり支援者数に比べますと低い状況にありますので、支援の方は引き続き進めていかなければならない状況でございます。次のページのエの定着実績のところもでございます。こちら令和4年度、5年度それぞれ生保受給者と生活困窮者がありますが、就労後の月数が長くなれば長くなるほど定着率が低くなるということで、なかなか定着が進まないような状況が見えるところがございます。次のページにつきましては、この先と今後の課題ではありますけれども、オのところの就労困難な要因としまして、阻害要因が、身体、またメンタル、精神的なことで就労が困難な方が多くいらっしゃるということが見て取れます。区としましては、4番の問題点・今後の方針ですけれども、物価高騰による受給者数等の推移に引き続き注視し、また今年4月から福祉部の中で福祉まるごと相談課という新たな部署ができま

	<p>したので、そういったところとの連携も進めながら自立援助のほうを考えているところでございます。</p> <p>報告については以上でございます。</p>
岡部会長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>保護の動向と足立区の取り組み状況についてご報告をしていただきました。この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。</p>
長谷川副会長	<p>質問よろしいでしょうか。</p> <p>今の報告の確認ですけど、生活保護世帯新規で令和5年は約2,000件ほど増えているんですけども、特に報道等では高齢者の生活保護世帯が増えているっていう話があるんですけど、稼働年齢層と高齢者世帯の生活保護の増加の状況、どの辺が増えているかというのが分かれば情報を教えていただけますか。というのは、高齢者の生活保護制度については、生活保護ではなくて新たな制度を考える必要があるという報道も見ましたので、今増えているのは稼働年齢層なのか、それとも高齢者世帯なのかその辺がもし分かれば教えていただきたい。また、各福祉課の課長さんの感覚で、各事務所の状況も分かれば。いかがですか。</p>
事務局	<p>細かい数字は今手元に無いんですけども、高齢者の方は確実にもちろん増えている状況ではあるんですが、割合の方が今手元に数字がなくて申し訳ございません。</p>
岡部会長	<p>私から、少し意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>これは生活保護受給世帯の世帯類型からしますと、高齢者世帯が生活保護の受給者の半数以上を占めていることがあります。この高齢者世帯が増えている理由としては、人口の高齢化、特に高齢化の進行によって高齢者の数が非常に増えているということがありますが、高齢者世帯の所得の源泉が稼働収入は少なく、公的年金となっております。そうしますと、公的年金で無年金・低年金あるいは国民年金の給付額と生活保護の見合いで考えたときに、年金をフルで受けていらっしゃる方、預貯金等資産をお持ちの方はいらっしゃると思いますが、そういうことが難しいという方は、その収入が得られない。それともう一つは扶養です。親族からの扶養や具体的には仕送り収入で経済的に支えるということが出来るわけですが、扶養意識の変化によって、親族からの支援がなかなか得られない。そのことが生活保護受給世帯の内訳として高齢者世帯を押し上げていくこととなります。</p> <p>また稼働年齢層の関係ですが、正規雇用、すなわち年功序列で定年制を迎えるという正規雇用から、非正規の方も労働市場の規制緩和で非常に多く占めるようになってきているため安定した一定収入が得られないという人も増えてきています。それに先ほど所長もおっしゃられ文書に記されているかと思うのですが、今日の物価高騰等やコロナ禍の後に労働市場に参入が難しいという方が生活困窮の相談、または生活保護の増加に繋がっています。それは足立区だけではなくて全国的な傾向だということが言えます。因みに足立区は東京23区の中で保護率が高いということですよ。</p>

	<p>が、全国の保護動向では関東エリアは保護率が低い傾向にあります。そのため全国的な動向からしますと、足立区の数値が高いということではありません。このあたりは23区の中での比較ということも一つあるかと思いますが、全国的な動向をこの足立区の保護率の高さということは、ある意味では23区の中の1つの地域特性で見るとは可能かもしれませんが、もう少し全国レベルで見ると、決して高い数値ではなくて、もっと言いますと全国的な動向からすると高い方ではないといえます。</p> <p>それから取り組みとしては、良い取り組みが幾つもされています。その観点からみれば取り組みは行われている自治体ではないかと考えます。</p> <p>私はこの領域を専門にしておりますので、直接的に参考になったかどうか分かりませんが、少しお話をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
長谷川副会長	<p>岡部会長どうもありがとうございました。全体的な状況がよくわかりました。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>中部第一福祉課です。今年の2月現在の数字で言いますと、65歳以上の高齢者のみの世帯が54.4%、そのうち単身世帯が49.2%単身世帯以外が5.2%、先ほど言われた稼働年齢、それ以外の世帯については39.7%という形で、18歳未満のいる世帯については49%という形です。</p> <p>以上です。</p>
岡部会長	<p>はい、どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。ご報告ありがとうございました。</p> <p>次に意見交換に移りたいと思います。本日の事務局からの報告事項に関してでも、それぞれの所属団体等の近況でも結構ですので、ご発言をお願い致します。</p> <p>それでは事務局に進行をお願いいたします。事務局よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは何か近況でご報告をいただけるところがございましたらお願いしたいんですけども、何でも結構でございますので、木下委員、ハローワークで何か変化などはございますでしょうか。最近の状況もしあれば教えてください。</p>
木下委員	<p>はい、委員の木下でございます。</p> <p>特に近況というわけではではないんですけども、いわゆる先ほどの報告の中で、日常生活自立支援から就労という話があったかと思いますが、平成25年にご承知の通り、いわゆる福祉から就労ということで全国的に抜本的な強化を求められました。そこで、私どもハローワークと足立区さんと連携させていただいて、一体的窓口ということで専門の支援員を私どものところから3名、福祉事務所の方に配置して支援をしているという状況でございます。</p> <p>その直近の数字だけ皆さんにご紹介させていただきたいと思います。足立区の方から、支援対象者、いわゆる就労を通じて自立を目指す方、生活の立て直しを図る方を、区の方から依頼があつて職業相談を実施してい</p>

	<p>るわけですが、支援対象者は283名でございました。延べで2,087件の相談があって、就職については220件。就職率で言えば77.7%とかなり高い数値で就職に結びつけているという実績がございます。4年度と比較すると、支援対象者が若干減っているというところはございますけれども、就職準備制の整った支援対象者であれば高い割合で就職に結びつけている状況でございますので、今後とも足立区の皆様と連携を密にさせていただいて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>報告ということで話をさせていただきました、ありがとうございます。</p>
事務局	<p>木下委員、ありがとうございます。</p> <p>ハローワークとは連携させていただいて、いつも協力いただきましてありがとうございます。企業の求人の状況は、増えたり減ったりというその辺の状況というのは何かわかりますでしょうか。</p>
木下委員	<p>求人そのものの数ということで申し上げますと、私どもは皆さんもそうだと思いますけれども、取扱数は主にコロナ前とも比較しております。令和元年度との比較で申し上げますと、令和5年度の求人数はコロナ前と同数程度まで持ち直しておりますという状況です。東京全体の5月の有効求人倍率が1.75倍と比較的高くなっているが、令和元年度は2倍を超えておりました。</p> <p>足立所については、足立、荒川の両区を私どもは管轄しておりますけれども、足立所が扱っている新規求人の数自体は元年度には戻ってないという状況です。ですから、東京全体で見ればある程度は元年度に戻ってきているのですが、足立区、荒川区をみると求人は戻っていない。仕事を探している有効求職者については、高止まりということで、有効求人倍率で言えば1倍を切っているという状況で、残念ながら1人に1件の求人もない。ハローワーク足立管轄ではそういう状況になっております。ですから、私どもは何とかして求人を充足させることを重点課題の一つとして取り組んでおります。以上です。</p>
事務局	<p>よくわかりました。ありがとうございます。</p> <p>民生児童委員協議会様の方には色々と訪問いただいたり日ごろから協力いただきましてありがとうございます。何か訪問等で変化というか、コロナ等もありましたけれども、何か状況が分かれば、もしあればお願いいたします。</p>
市村委員	<p>民生・児童委員協議会の市村と申します。</p> <p>我々民生児童委員は、ケースワーカーの方と年に2回懇談会を行っております。ケースワーカーの方と懇談をして、生活保護の方の現在の様子等々をお互いに情報交換をしております。そして、ケースワーカーの方とのアドバイスになりますが、生活保護の方の問題のあるというのは例えば健康に問題があったり、いろいろな問題がありそうな方を訪問をしてくださいというアドバイスをいただいて、我々民生委員とケースワーカーの方が一緒に訪問したり、もしくは、民生員のみで顔を出してお元気で</p>

	<p>すかということで訪問したりしているのが今の現状でございます。</p> <p>このコロナによってこの4年余り、いろいろ表にも出られず健康的に弱くなっている方もいるというようなことを聞いておりますので、そういう方には健康に注意してということをおアドバイスしたりしている現在の状況でございます。</p> <p>私は前回の生活保護相談窓口対応の検証についての答申の委員もさせていただいておりましたが、その時私の思っていたことは、生活保護相談に来た人の窓口の職員の方の対応どうした方がいいのかという方ばかり考えておまして、相手方、相談者の方の意見を聞くということに全然あまり思いもしなかったことをごさいます、対応につきましては、出ていることにつきまして色んなことを皆で検討したということをお覚えています。</p> <p>民生委員としてはこれからこれだけ暑い状況なんで、生活保護の方に限らず、地域の高齢者の皆さんの熱中症に注意喚起等々をこの夏はしっかりやっていきたいなど皆で思っているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>ありがとうございます。今日も熱中症のアラートが出て、毎日のように出ているので、皆さんお体気をつけながら活動していただきたいと思えます。今後とも引き続きご協力のほどお願いいたします。ありがとうございます。</p> <p>何か他にご意見とか何か情報共有等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは進行を岡部会長にお戻しします。よろしくお願いたします。</p>
<p style="text-align: center;">岡部会長</p>	<p>どうも皆さま貴重なご意見ありがとうございます。皆さまの各団体、所属される団体または職務あるいは活動を通して、貴重なご意見いただきましたので、私の方から皆さまのご意見いただいたことで少しお話をさせていただきます。</p> <p>1つは、委員の皆さまから多く出されております生活保護だけの問題ではなく、保健、医療、福祉、それから雇用、住宅、教育の問題等、多岐に渡ることが生活の相談として寄せられていることです。そのことに対して、皆さまは各団体の中で関りがあります。そこから色々な生活の総合的に生活を全体を見る、あるいはいろいろと重なり合いがあるところで起きてくるということを見られているということのご意見だったと考えております。</p> <p>そのため生活保護の実施機関である福祉事務所がそれぞれの関連の専門職、関連機関、団体、そして地域で活動されている方々と連携・協働して足立区で暮らす人々の生活を守っていくということがこれから皆さまにまた行政にお願いすることであると考えます。</p> <p>もう1点話をしますと、先ほど熱中症であるとか身体に関わること等お話が出ましたけれど、これは生活保護を受給されている方、先ほどお話のありました高齢者の方が半数以上です。それ以外に障がいのある方、病気</p>

や怪我をされている方もいます。お子さんにとっても、子どもの育ちの中では健康状態をより守り向上させていくということがあります。このことについては、働く人についても同じことが言えます。そうなった時に、まず健康状態をより良い状態に向上する取り組みが必要であることが出てくると思います。

もう1つはやはり先ほどいろんな領域で、例えば、働いている方については、これから稼働年齢層については働くということの支援を積極的にお願ひしたいと考えます。足立区のハローワークの所長はじめ色々関係者・団体・組織特にお願ひをしたい。それから、先ほど医師会、歯科医師会、薬剤師会の方々にもやはり貧困な状態、生活困窮状態にある人が健康状態が思わしくない方が多い傾向にあります。その方たちの健康回復をどう図ったらよいのかということもあります。それと、子ども支援の関係で、子どもの教育、学習の機会であるとか子どもの健康であるとか、子供の居場所をどう確保するとかいろんな側面があります。バランスよく子どもの学びや成長をどう果たしていくかということになりますので、これは生活保護の部局においても同じです。

関係機関、関連専門職、それから地域との関りが非常に必要になってくるということが出てくると思います。

さらにもう1点、先ほど高齢者が生活保護の中で非常に多いというお話をしましたが、実は生活保護の八つの扶助がありますが、最も多いのは医療扶助です。生活保護費の半分は医療費です。その中でジェネリックがあります。その中で健康作りというのは実は1番の予防になります。健康予防をどう図っていくかが医療コストの削減につながります。医療にかかった場合については、ジェネリック使用や頻回受診、多剤投薬の防止となります。生活習慣病に関してどのような取り組みを行ったらよいのかも、そういう意味では健康、疾病予防とか、病気になった人についての働きかけも必要になってくるので、この辺りのところも引き続きお願ひしたいと考えます。また、当然就労の関係は、現在非常に難しくなっております。雇用の場を確保するということと就労の場の確保以外に就労の継続安定、定着支援があります。企業とハローワークと実施機関等で一体となって関わっていくことが必要となります。特に、就労困難者の方に関わりは福祉と医療と雇用は非常に関わりがあるところですので、このあたりもぜひお願ひしたいと考えております。

今後ともよろしくお願ひ致します。

では、以上で本日の会議は終了とさせていただきます。

長時間にわたり色々ご意見いただきまして、また、事務局も大変ご苦勞様でした。お疲れさまでした。

最後に閉会の挨拶を行政を代表して長谷川副区長からお願ひいたします。

長谷川副会長	本日は皆さんお忙しい中、また、本当に暑い中ありがとうございました。今日は窓口対応の再検証ということであらためて諮問させていただきます。
--------	---

	したけれど、新たなメンバーも入れて慎重に、なおかつ2回目だということなので速やかに検討のほうお願いできればという風に思います。 本日は誠にありがとうございました。
岡部会長	どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。